

# 令和3年度 就学援助のお知らせ

(★前年度就学援助を受けていた方でも、引き続き援助を希望される方は、毎年申請が必要です★)

那覇市では、小・中学校へ通う子どもの保護者のうち、経済的理由により給食費、修学旅行費などの支払いがお困りの方に、費用の一部を援助しています。



就学援助  
イメージキャラクター

## 1 援助対象の方

那覇市に居住し、国公立の小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者又は区域外就学で那覇市立の小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者で下記のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受給中の方
- ②市町村民税が非課税の方
- ③令和2年4月1日以降に生活保護が停止又は廃止になった方
- ④東日本大震災等の被災者で、生活が困窮していると認められる方
- ⑤生活保護を受けている家庭に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる方
- ⑥新型コロナウイルスの影響により生活が困窮していると認められる方

【参考例】※令和3年度の目安基準額 世帯全員の総収入額が対象です。世帯構成や年齢などにより金額が異なります。

世帯	家族構成	総収入額	世帯	家族構成	総収入額
2人	親1人・小学生1人の場合	209万円	4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	354万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	292万円	5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	394万円

※ここでいう収入とは、以下の算式で算出した額をいいます。

$$\text{収入} = \frac{\text{所得税法上の所得の合算額}}{\text{(給与及び公的年金等については収入額)}} - \frac{\text{所得控除}}{\text{(社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除)}}$$

※認定不可となった場合でも、生計維持者の長期療養や失業等、特別な事情により経済的に困窮している方については、学務課までご相談ください。

## 2 援助の内容（4月認定の年額）

(5月以降に申請し認定の方は、支給される費目や金額が変わります。)

	給食費	学用品費	通学用品費	校外活動費(遠足等)	通学費	修学旅行費	新入学学用品費	生徒会費	医療費
小学校	保護者負担分を学校に振込	¥11,420	¥2,230	¥1,550以内	片道 小学生4km以上 中学生6km以上で 公共交通機関利用 者のみ対象 (領収書等提出必須)	¥20,000円以内 学校に振込	★1年生で 4月認定者のみ ¥40,600	—	学校で 医療券発行
		¥22,320	¥2,230	¥2,240以内		¥57,290以内 学校に振込	★1年生で 4月認定者のみ ¥47,400	¥1,900以内	

小学校就学予定者（令和4年度に那覇市立小学校へ入学予定）には、小学校入学準備金（¥40,600）を支給します。

（※生活保護受給中⇒修学旅行費と医療費のみが対象 ※那覇市立以外の学校⇒給食費と医療費については対象外）

※ 医療費…虫歯・中耳炎・慢性副鼻腔炎・結膜炎・とびひ・トラコーマ・白せん・かいせん・アデノイド・寄生虫病（ぎょう虫）が対象です。

病院を受診する前までに、学校で「医療券」の交付申請を行ってください。

認定前に医療券が必要な方は、学務課までお問合せください。

「医療券」を病院へ提出することで、保険医療診療の自己負担分が援助されます。

ただし、「医療券」なしで治療した医療費は援助の対象外となります。

※ 通学費は、小学校 ¥37,400、中学校 ¥76,120を支給限度額とします。

通学費の援助を必要とする方は、オキカワカードの写し、利用履歴の原本、領収書の原本等の提出が必要です。

★ 令和2年12月に小学校入学準備金の支給を受けた児童の保護者は、支給対象外です。

★ 令和3年2月に中学校新入学学用品費の入学前支給を受けた生徒の保護者には、¥17,400を支給します。

### 3 申請に必要な書類

(内容の確認や各種証明書など追加で資料の提出をお願いする場合があります。)

- ① 申請書（学校の事務室又は学務課窓口にて配布）
- ② 印鑑
- ③ 保護者名義の預金通帳又はキャッシュカードのコピー（支店名、口座番号、口座名義等が確認できるページ）  
※申請後に振込口座の変更がある方は、必ず学務課へご連絡ください。
- ④ 住民票謄本の原本（那覇市民以外の方のみ）※本籍地（筆頭者）、続柄の記載があるもの
- ⑤ 令和3年度の所得課税証明書の原本（令和3年1月1日時点で那覇市以外の住民の方のみ）  
(収入額・社会保険料等の控除額・税額の記載があるもの) ※発行時期は各市町村へご確認ください。

援助対象の方によって提出書類が異なります。

- |              |   |                       |
|--------------|---|-----------------------|
| 生活保護を受けている方  | ⇒ | ①と②                   |
| 生活保護を停止・廃止の方 | ⇒ | ①～③と「保護受給証明書（世帯用）」の原本 |
| 東日本大震災等の被災者  | ⇒ | ①～⑤と「罹災又は被災証明書」のコピー   |

※申請書の記入漏れや書類不備により認定不可となる場合があります。提出前にご確認ください。

### 4 申請の締切日・提出先・結果通知

(申請月からの援助費支給となりますので、お早めに申請してください。)

申請月	申請期限	提出先	審査結果の通知時期
4月	令和3年4月1日（木）～4月30日（金）	保護者が学校事務室又は学務課窓口へ直接提出（郵送不可）	6月下旬
5月以降	毎月末日締切（土日・祝日にあたる場合は、その前の平日） 最終の締切日：令和3年12月28日（火）まで ※生活保護を受けている方は、令和4年3月31日（木）まで		申請月の翌月下旬
小学校入学準備金（40,600円）は、小学校就学予定者（令和4年度に那覇市立小学校へ入学を予定する者）に対し、支給します。 <u>9月30日（木）</u> までの申請者のみが対象です。学校事務室か学務課窓口に提出してください。 ※小・中学校に在学する兄姉がない場合は、 <u>9月1日（水）～9月30日（木）</u> の期間に学務課窓口に直接提出してください。 ※10月以降申請の場合は、小学校入学準備金の支給対象外となります。			11月～12月予定

●審査結果については、申請月の翌月下旬に郵送にて文書でお知らせします。

●小学校入学準備金の審査結果については、別途郵送にてお知らせします。

●小・中学校の両方にお子さんをお持ちの保護者は、小学校の事務室へ提出してください。

### 5 税の申告を行っていない方へ

- お子さんと同一生計の方全員の収入で審査を行うため、世帯の中で誰の扶養にも入っていない方は、必ず税の申告を行ってください。（※収入がない方も、収入がない旨の申告を行ってください。）
- 令和3年1月1日時点で那覇市民の方であっても、税の申告を行っていないかったため審査が行えなかった場合、令和3年度所得証明書〈全項目〉の提出を求めます。  
申告がまだの方は、申告方法等について市民税課（電話：861-3328）へお問い合わせください。
- 令和3年1月1日時点で那覇市以外の住民の方は、転入前の市町村で申告し、令和3年度所得課税証明書（令和2年収入分で収入・控除・税額の記載があるもの）を提出してください。

### 6 次の方は申請書への記入が必要です

- 別居しているが、婚姻継続している配偶者又は児童生徒の親権者  
※配偶者又は親権者を外して審査を行ってほしい特段の理由（DV避難等）がある方は学務課までご相談ください。
- 住民票は別だが同じ生活空間にて居住する同居人
- 住民票は別だが同じ住所地にて居住する親族の方  
※申請者世帯と親族世帯で光熱水費が別契約・別支払いであることを証明した場合は別世帯とします。  
(光熱水費が別契約・別支払いであることを確認できるそれぞれの世帯の領収書等を提出してください。)



#### 【お問合せ先】

那覇市教育委員会 学務課 就学奨励グループ 電話098-917-3505  
〒900-8553 那覇市泉崎1-1-1（那覇市役所11階）

\*駐車場利用は有料となりますので、あらかじめご了承ください。